

改訂2版

HTLV-1

母子感染予防のための ガイドライン

平成31年3月

山 口 県

はじめに

HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）の感染者は、全国に約100万人以上と推定されており、そのごく一部でALT（成人T細胞白血病）やHAM（HTLV-1関連脊髄症）といった重篤な疾病を発症しますが有効な治療方法が確立されておらず、主な感染経路である母乳を介した母子感染予防が極めて重要となっています。

国においては、平成22年12月に「HTLV-1総合対策」を取りまとめ、妊婦健康診査における抗体検査の実施や適切な保健指導等による感染予防対策、相談支援・医療体制の整備等を推進しているところです。

本県においても、平成23年度に山口県母子保健対策協議会HTLV-1母子感染予防専門委員会を設置し、母乳を介した母子感染予防の徹底とキャリア妊婦から出生した子どもに対するフォローアップ体制の整備に取り組んできました。

昨年度、国が、研究事業で得られた知見を加えた「HTLV-1母子感染予防対策マニュアル」を作成し、母子感染予防に係る重要な変更点を示したことから、これを踏まえ、このたび、本ガイドラインの改訂を行いました。

主な改訂内容は、①ウェスタンブロット法で判定保留であった場合にPCR法を行うことが望ましいとしたこと、②妊婦がキャリアであることが明らかな場合には、原則として完全人工栄養を勧めることとしたことです。

関係機関におかれては、この改訂2版ガイドラインに基づき、引き続き、HTLV-1母子感染予防対策の適正な実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

平成31年3月

山口県健康福祉部こども・子育て応援局
こども政策課長 大塚 俊司

目次

I	新しいガイドラインの背景	1
II	妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査	3
	1 検査前の説明	
	2 検査の時期	
	3 検査の説明	
	4 母子健康手帳への記載	
	5 県への確認検査（WB法、LIA法）結果連絡	
III	キャリア妊婦への対応	4
	1 検査結果の説明（告知）と個人情報の保護	
	（1）確認検査（WB法、LIA法）及びPCR法の検査結果が「陽性」の場合	
	（2）確認検査（WB法、LIA法）の結果が「判定保留」となった場合	
	2 栄養方法の説明と意思決定の支援	
	（1）HTLV-1抗体陽性の場合の栄養法の選択について	
	（2）完全人工栄養を選択する場合	
	（3）短期母乳栄養を選択する場合の具体的方法	
	（4）凍結母乳栄養を選択する場合の具体的方法	
IV	キャリア妊婦から出生した子どもに対するフォローアップ	10
	1 関係機関の役割	
	（1）お産をした医療機関	
	（2）居住地又は里帰り先の県健康福祉センター等	
	（3）小児科の検査・相談等専門医療機関	
	（4）県（こども政策課）	
	（5）市町	
	2 子どもの検査結果（陽性の場合）の説明について	
	3 相談・検査・治療等機関一覧表	
V	キャリアを支えるためのサポート体制	15
	1 家族の抗体検査を行う場合の注意点	
	2 保健所のHTLV-1抗体検査	
VI	参考資料	18
	○ATLの治療（血液内科）	
	○HTLV-1の基礎知識（知っておきたいこと）	
	○HTLV-1に関する情報	
	○山口県の現状	
VII	様式集	22
	○『同意書』	
	○『HTLV-1確認検査（WB法、LIA法）結果連絡票』	
	○『母子等要支援者情報提供票（診療情報提供書）』	
	○『経過記録及び紹介状』	
	○『結果連絡票』	
VIII	引用・参考文献	27

I 新しいガイドラインの背景

県では、従来から母子感染予防に取り組み、平成9～11年度の妊婦等ATL抗体検査事業による実態把握と「ATL母子感染予防のためのガイドライン」の策定を行ってきました。しかし、当時は、妊婦への抗体検査は任意検査である等、感染予防を徹底するまでには至りませんでした。

平成22年度に、国がHTLV-1総合対策を策定し、また、妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査が公費対象となったことを受けて、ガイドラインを改訂したところです。

この度、平成28年度の国の研究事業により、妊婦がキャリアであることが明らかかな場合には、原則として完全人工栄養を勧めることなどを主な変更点とする、国の新たなマニュアルを踏まえ、県のガイドラインを改訂しました。

ガイドラインの新旧の比較は、表1のとおりです。

表1 ガイドラインの新旧比較

項目	(新)ガイドライン (H31.3作成)	(旧)ガイドライン (H25.3作成)	(旧)ガイドライン (H13.1作成)
厚労科学 研究班の 知見	(平成28年度 板橋班報告) ウエスタンブロット法(WB法)で判定保留であった場合に、PCR法を行うことが望ましい。妊婦がキャリアであることが明らかかな場合は、原則として完全人工栄養を勧めること	(平成21年度 齋藤班報告) キャリアはさほど減少していない。九州・沖縄から大都市圏へ分散キャリアの寿命が延び、ATL患者の増加	(平成2年度 重松班報告) キャリア率の高い地域以外では対策は不要である。自然に感染者は減少していくので、全国一律の検査や対策は必要ない。
国・県の 動き	平成29年4月「HTLV-1母子感染予防対策マニュアル」厚労省研究を作成	平成22年度 国に、「HTLV-1特命チーム」を設置し、「HTLV-1総合対策」を取りまとめる 県は、平成23年度「母子保健対策協議会HTLV-1母子感染予防専門委員会を設置」し、平成23年度から、保健所HTLV-1抗体検査(PA法)実施(費用無料)	平成6年3月「HTLV-1母子感染予防保健指導マニュアル」厚生省研究班 県で「母子感染症対策事業」として、平成9年12月～平成12年度3月まで、妊婦・新生児抗体・確認検査を公費実施し、産婦人科向けガイドラインを策定
妊婦健康 診査		平成23年1月から、抗体検査は公費対象となる	抗体検査は任意検査のため、医療機関の対応に格差あり

表2 (新)ガイドラインの母子感染予防体制

対 策	実 施 方 法	対 象	実 施 機 関
妊婦健康診査による キャリア把握	HTLV-1抗体検査 (スクリーニング検査)	全妊婦	妊婦健康診査 実施医療機関 市町 (健診結果からの キャリア把握)
	HTLV-1確認検査 (WB法、LIA法)	スクリーニング検査 陽性者	
	PCR法検査	確認検査 (WB法、LIA法) 判定保留者	
キャリア妊婦の 対応 母子感染予防指導 母子感染予防徹底	検査結果の告知、 母子感染予防のための 栄養方法の選択指導	確認検査及び PCR法検査 陽性者	お産を行う 産科医療機関
	栄養指導の継続や、 出生児の確認検査をす すめ、行政への紹介 (退院時)	キャリア産婦 (同意による)	
キャリア妊婦から 出生した子ども への対応 子どもの確認検査	選択した栄養方法の 継続実施支援や、出生 した子どもへの対応等	キャリアの母親と その子ども	居住地又は里 帰り先の県健 康福祉センタ ー、下関市 検査・相談等の 専門医療機関
	検査・相談等の 専門医療機関、紹介		
	3歳時期、 子どもの検査及び相談		
母子感染予防対策 の効果判定等	山口県母子保健対策協議会及びHTLV-1 母子感染予防専門委員会において、キャリア妊産 婦等の把握やその出生児の追跡を行い、評価・検 討を行う。		県 (こども政策課)

Ⅱ 妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査

1 検査前の説明

検査の意義や実施方法について、わかりやすいパンフレットを手渡すことも理解を深めることになる。

2 検査の時期

結果の説明による妊婦の精神的影響や早産の可能性を考慮し、妊娠30週までに行うこと。早期に実施するとキャリア妊婦に長期の不安を与えることになる。また、検査が妊娠末期になると十分な説明・指導の時間がとれない場合がある。

3 検査の説明

スクリーニング検査には偽陽性が存在するため、必ず確認検査（WB法、LIA法）を行うこと。なお、確認検査を行っても、判定保留があることをあらかじめ説明しておくこと。

安易に一次スクリーニング検査でキャリアと告知することは避けなければならない。確認検査で陰性であれば、陰性として取り扱う。

また、判定保留の場合は、PCR法（保険収載）を行うことが望ましい。

確認検査及びPCR法の結果が陽性である場合の告知は、特に慎重に行う必要がある。将来のATL発症率などを示し、母乳を介してHTLV-1母子感染が生じる可能性があることなどの知識を提供する。不安をかきたてないよう細心の配慮が必要である。家族への説明は、妊婦本人が希望した場合のみ行う。

4 母子健康手帳への記載

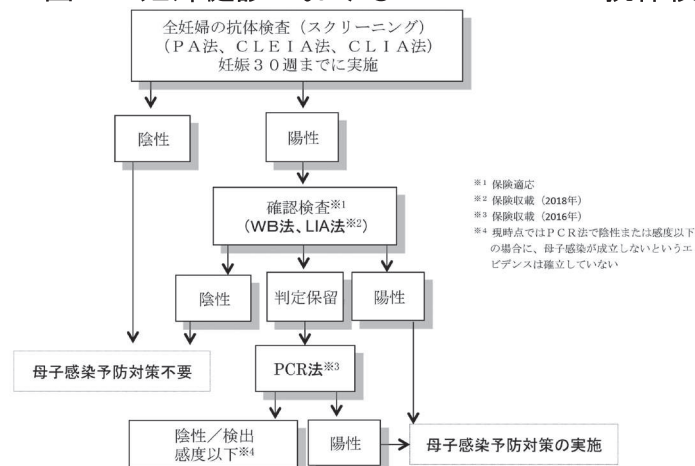
検査結果を母子健康手帳に記録する場合は、妊婦に説明し同意を得て記載する。陽性の場合も十分な説明の上、できれば記載することが望ましいが、手帳の取扱いに注意するよう説明する。

5 県への確認検査（WB法、LIA法）結果連絡

確認検査実施前に、『同意書（P.22）』で出産後のフォロー（県による選択した栄養方法の継続実施支援や出生した児への対応等）のため、県に検査結果を連絡することについて説明をし、同意をとる。

確認検査あるいはPCR法の結果を、『HTLV-1確認検査（WB法、LIA法）結果連絡票（P.23）』で県に報告する。（同意がない場合は、検査結果のみ報告する）

図1 妊婦健診におけるHTLV-1抗体検査の流れ



Ⅲ キャリア妊婦への対応

1 検査結果の説明（告知）と個人情報の保護

（１）確認検査（WB法、LIA法）及びPCR法の検査結果が「陽性」の場合

妊婦がHTLV-1キャリアであることを本人に伝える。説明は、まず妊婦本人に行い、結果を知らせる家族の範囲は、妊婦本人が決める。

診療録には、母親がキャリアであることを知っている家族が誰であるか必ず明示しておくとともに、他者に情報が漏れないよう配慮する。

また、どのような経緯で妊婦自身が感染したのかについて、感染源探しになり、妊婦の母親や夫（パートナー）との家族間にわだかまりが残ることもあるため、慎重な対応をとる。

キャリア妊婦に伝えるべき情報

- ・ HTLV-1がTリンパ球（CD4+）に感染している状態で、ウイルスが体の中にとどまり、持続感染状態（キャリア）にある。
- ・ 主な感染経路は、母乳による母子感染と性行為感染である。
3か月を超える母乳栄養をした場合の母子感染率は約18%であるが、完全人工栄養であっても、母乳以外の感染経路で約3%が母子感染を起こす。
- ・ わが国のHTLV-1キャリアは、100万人を超えており、先進国の中で最も多く、決して稀なケースではない。
- ・ キャリアからATLやHAMなどの病気を将来発症する可能性がある。
HTLV-1感染による代表的な疾患には、成人T細胞白血病（ATL）、HTLV-1 関連脊髄症（HAM）、ぶどう膜炎（HU）があり、生涯発症率はATLが全キャリアの約5%、HAMが0.3%である。

（２）確認検査（WB法、LIA法）の結果が「判定保留」となった場合

現行の確認検査では、判定保留（WB法で10～20%）が出現し、その一部にキャリアが存在する。WB法で判定保留の場合、PCR法により陽性を確認可能であるため、検査を勧める（2016年4月に保険収載）。

遺伝子組み換え抗原および合成ペプチド抗原を用いたLIA法（ラインプロット法：Line immunoassay）は、抗体検出系であるWB法に比べ判定保留となる数が大幅に減少することが報告されており、WB法と同様に確認試験として位置づけられ、2017年に保険収載された。2018年4月の診療報酬改定により、LIA法で判定保留となった場合もWB法と同様にPCR法を保険で行うことができるようになった。

判定保留者への説明

- ・ 検査（WB法、LIA法）の結果は、判定保留でありHTLV-1キャリアと判定されたものではない。
- ・ 判定保留の中には、一部HTLV-1キャリアも含まれるが、全く感染していない人も含まれている。
- ・ PCR法により、陽性を確認することができる。

判定保留となった者で、PCR法陽性率は約20%である。

- ・しかし、PCR法が陰性であった場合でも、検査感度の問題で完全には感染していることを否定できない。

2 栄養方法の説明と意思決定の支援

(1) HTLV-1抗体陽性の場合の栄養法の選択について

HTLV-1は、主に母乳を介した母子感染を予防するためには、母乳を遮断する必要があるため、完全人工栄養法の選択が原則となる。

ただし、母親が母乳による感染のリスクを理解した上で、継続した母乳栄養を強く希望する場合には、母乳栄養を行うという選択肢もある。

表3 乳汁栄養法別母子感染率

乳汁栄養法	検査対象 (人)	検査対象 (人)	陽性率 (%)	機序
母乳栄養(生後90日以上)	525	93	17.7	中和抗体の減少、長期間にわたる感染細胞の曝露
完全人工栄養	1,553	51	3.3	感染細胞の曝露がない
短期母乳栄養(生後90日未満)	162	3	1.9	中和抗体の存在、感染細胞の曝露が短期間
凍結母乳栄養	64	2	3.1	感染細胞の破壊・死滅

引用：厚生労働省科学研究費補助金・特別研究事業「HTLV-1の母子感染予防に関する研究」(研究代表者：斎藤滋)平成21年度総括・分担報告書。(医師向け手引き)

1) 完全人工栄養の勧奨

母子感染予防のための乳汁栄養法として確立された手段は完全人工栄養のみであるため、まずこの方法を勧める。HTLV-1母子感染の主たる感染経路が母乳であることから、感染したTリンパ球が含まれる母乳を遮断するために出生直後から人工乳を与える方法が広く行われている。母乳栄養に比べて有意にHTLV-1母子感染率が低下したと報告(長崎県)されており、現時点では最も信頼できる予防手段である。

しかしながら、完全人工栄養により母乳が有する①乳児に最適な成分組成で少ない代謝負担、②感染症の発症及び重症度の低下、③母子関係の良好な形成、④出産後の母体の回復促進などの利点を付与することができない点については、母親に丁寧に説明する必要がある。

2) 母親が母乳栄養を強く希望する場合の対応

母乳による感染のリスクを十分に説明してもなお母親が母乳を与えることを強く望む場合には、短期母乳栄養(90日未満)や凍結母乳栄養という選択肢もある。

しかし、これらの方法は母子感染予防効果のエビデンスが確立されていないことを十分に説明する。

表4 乳汁栄養法の別による利点と問題点

乳汁栄養法	短期母乳栄養(生後90日未満)	凍結母乳栄養
利点	<ul style="list-style-type: none"> ●短期間ではあるが母乳栄養の利点を付与できる ●直接授乳が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ●ある程度母乳栄養の利点を付与できる
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ●母子感染予防のエビデンスが不十分 ●母乳栄養が長期化してしまうと感染のリスクが高くなる可能性がある ●十分な指導が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●母子感染予防のエビデンスが不十分 ●煩雑である ●母乳パックの購入が必要 ●最近の冷凍庫は使用できないことがある ●直接授乳ができない

注) これらの方法は、母子感染予防のエビデンスが確立されていない。

短期母乳栄養を選択しても、母乳を与えることが止められず長期化すると母子感染のリスクが高くなる可能性がある。そのため、特に短期母乳栄養を選択した母親に対しては、きめ細かい指導が必要になる。

(2) 完全人工栄養を選択する場合

HTLV-1に感染することは、産まれてくる子どもにとって重要な問題であり、親の意思によってその感染を防ぐ可能性を高めることができる。

母乳の重要性を認めた上で、親の意思で人工栄養を選択し、HTLV-1の世代間感染を遮断することも尊重されるべき栄養法である。

<人工栄養の問題点>

(1) ミルクの費用がかかる

(2) 感染症について

人工栄養児は、母乳栄養児に比べて感染症にかかりやすいが、風邪の人に近づかない、人込みは避けるなど赤ちゃんに対する一般的な注意を守ることが大切である。

(3) SIDSについて

赤ちゃんの未熟性が原因といわれているが、育児環境にも関連があり、うつ伏せ寝、妊娠中の喫煙など、母乳以外の栄養方法が発生頻度を高くすることが知られている。

うつ伏せ寝や周囲の喫煙を防ぐことによって危険性を大きく減らすことができる。

(4) 母と子の絆について

母乳栄養は、母と子の絆を強くするため重要であると言われている。しかし、哺乳びんで人工栄養を与える際にも、母親が赤ちゃんにしっかりと関わることで絆は強く結ばれていく。抱っこして目を見つめ、語りかけ、赤ちゃんに触れ合う時間をつくるのが大切である。

(5) 周囲への対応

周囲の人からどうして母乳を飲ませないのかと聞かれ、返事に困ることがある。本当のことを言えないのはつらいことかも知れないが、子どものために選んだ選択であることに自信を持って返事をしてほしい。

例①)「出ないのよ」とさらりと流す。

例②)「乳腺炎になったから、医者から飲ませないように言われた。」

＜人工栄養を選択した場合の母乳の制御方法＞

分娩後48時間以内に、ドパミン作動薬の「カバサール錠」1mg 1回内服のみ、「パーロデル錠」5mg/日あるいは「テルロン」1.0mg/日を朝・夕2回10日間の内服(経口服用不可の時、EP剤(卵胞ホルモン・黄体ホルモン配合剤)の「ルテステポ一注」を筋注)させることによって母乳分泌を抑制することができる。乳首を吸わせることによって、再度母乳が出始めることがあるので当分の間は乳首を吸わせない方が安全である。

(3) 短期母乳栄養を選択する場合の具体的方法

- 1) 短期母乳栄養を選択したとしても、十分な母乳分泌が得られない場合は、医師や助産師と相談し上、人工栄養との混合栄養でもかまわない。
- 2) 母乳を中断するには困難を伴うことがあり、母乳栄養期間が長期化してしまう恐れがある。生後60日を超えたあたりから、90日までに直接授乳(乳房より母乳を与えること)を中止するための準備を少しずつ始める。具体的には、搾乳した母乳を哺乳びんで与えたり、人工乳を導入する等によって、赤ちゃんがおっぱいと哺乳びんの違いに混乱し上手に飲めなくなるリスクを少しでも減らすようにする。
- 3) 生後90日まで完全母乳栄養とし、その後速やかに直接授乳を中断する方法もある。
しかし、直ちに直接授乳を中止することはしばしば困難な場合があるため、短期母乳栄養を選択した場合は、あらかじめどのように直接授乳を止めるかについて医師や助産師と相談しておくことが望ましい。
- 4) 90日以後は人工栄養とする。しかし、どうしても何らかの形で母乳を与えたいと母親が強く望む場合は、搾乳し冷凍保存後解凍してから哺乳びんで与える方法もある。しかし、この方法が感染予防に効果があるかどうかは、現時点で確実ではない。
- 5) 乳房トラブルについての対応例

Q1 どのくらいの期間で母乳から人工乳に切り替えられますか？

A 人工乳に変えると決めたら、少しずつ搾乳して乳房圧を下げながら、食事の量や油もの、水分の摂取量を調節し、圧迫帯をして母乳をのませないようにします。少なくとも2週間程度は必要かと思えます。

Q2 おっぱいが痛くてしかたがないのですが。

A お風呂にも肩までは入らないようにして、身体全体は冷やしすぎないようにしながら、濡れタオルでおっぱいを冷やします。腋も少し冷やしてもよいでしょう。これが、確実にできると3ヵ月間母乳分泌がよい状態であっても、3～4日で乳房の緊満がおさまってくると思います。この状態で一度排乳してもらおうと母親の肩の凝りも、背部の張った感じも消えて楽になってくると思います。次の4～5日も同じようにします。5日目に排乳し、その時の乳房の状態を参考して、数日後にもう一度排乳するかどうか決めましょう。排乳は自分でもできなくはありませんが、助産師にしてもらった方がよいかもしれません。また、こどもを抱っこしても、おっぱいが痛いと思いますので、ご家族にも協力していただくとよいと思います。乳汁の分泌が過多気味ときは、乳腺炎に注意する必要がありますので、専門家に相談を仰ぐとよいでしょう。

Q3 哺乳瓶での授乳を子どもが泣いて嫌がるのですが、どうすればよいですか。

A 辛抱していただくしかないのですが、どうしても人工の乳首を拒否するようでしたら、哺乳瓶ではなくカップでのませるということも考慮してもよいと思います。お母さんがお子さんの欲求に屈し、おっぱいの痛さも手伝ってつい乳首を含ませてしまうと、なかなか母乳をやめられないこともしばしばです。短期母乳栄養を選択した場合には、2)で述べたように2～4週間前から計画的に取り組んでいきましょう。

(4) 凍結母乳栄養を選択する場合の具体的方法

母乳パックの作り方

以下の搾乳の準備と方法を参考に搾乳する。

- ① 搾乳した母乳は母乳パックまたは哺乳びんに入れる。
 - ・ 1回の搾乳で1パックの母乳パックをつくる。※母乳パックは出産した病院の売店などで販売している。
(詳細は、助産師などスタッフに相談)
- ② 母乳パックの内側には触れないようにする。
 - ・ 購入した母乳パックに書かれている説明書を参考に、手をよく洗うなど清潔に取り扱う。
- ③ 母乳パックの表面(シール)に、搾乳した年月日と搾乳開始時間を油性マジックで記入する。
- ④ 24時間以上冷凍してから使う(急速冷凍は避ける)。
※冷凍力の弱い家庭用冷凍冷蔵庫でも、母乳の凍結が確認されれば効果が得られるが、逆にCell Alive System(CAS)冷凍の冷蔵庫(いわゆる“おいしさをそのまま閉じ込める冷凍庫”)などは、リンパ球が死滅しないため不適切である。
- ⑤ 冷凍庫に入れる時は保存用ビニール袋に入れ、他の食品に触れないようにする。1つ1つをラップなどで包む必要はない。
- ⑥ 一度溶けた母乳は再冷凍できない。解凍した母乳は冷蔵庫で保存し24時間以内に使用する。

- ⑦ 凍結母乳の保存期間は3か月。温度が変わりやすいドアポケットや自動霜取り装置の側には置かないようにする。
- ⑧ 哺乳びんを使用するときは、哺乳びんを消毒して、清潔に扱う。
※搾乳方法は、助産師などから説明を受ける。搾乳器を使用する方法もある。自分にあった搾乳器を使用する。

凍結母乳の解凍・加温方法

- ① 凍結した母乳の解凍は、室温で放置し自然解凍させるか、流水で解凍する。微温湯（30～40℃）での解凍は20分以内で終わるようにする。
- ② 一度温めたら4時間以内に使い切る。
- ③ 解凍した母乳を1回分の授乳量に分け哺乳びんに入れる。残りは冷蔵庫に入れておき、24時間以内に使い切る。
- ④ 授乳前に室温（27℃くらい）まで母乳を温める。電子レンジで加温することは避ける。

【低出生体重児等の場合について】

低出生体重児である場合には、細菌感染症や壊死性腸炎という重篤な病気にかかるのを防ぐために母乳栄養が望まれることが多く、母乳のメリットは大きいと思われるが、個々の症例についてマニュアル化する事は不適當であるので、母乳のメリットと感染のリスクを考慮し、主治医の判断によって個別に授乳方法や期間を設定することが望ましい。

IV キャリア妊婦から出生した子どもに対するフォローアップ

関係者は、母親がキャリアであることを知っている家族は誰であるのかの情報を共有し、それ以外の者に個人情報漏洩しないようにする。

乳幼児期にHTLV-1関連疾患を発症することはないことから、キャリアから出生した子どものフォローアップは、原則として通常の乳幼児健診のスケジュールでよい。

なお、母親の不安が強い場合には適宜対応する。

山口県では、小児の確認検査医療機関を別添一覧表のとおりとし、3歳時期で確認検査を実施することとしている。

なお、HTLV-1抗体陽性あるいは判定保留の妊婦から出生した子どもに対しては、感染防止指導(栄養指導)や抗体検査などが必要であり、医学的必要性(HTLV-1感染の疑い)に応じた受診と考えられるため、保険診療によつての対応となる。

※支援を行う場合、配慮しておくべきこと

○キャリア妊婦の予想できる不安

- ・ 周囲に人工栄養であることを説明できない、また、キャリアであることを秘密にしている苦しさ
- ・ 夫(パートナー)、家族の感染の有無
- ・ ATL発症についての不安
- ・ 子どもに対する罪悪感
- ・ 母乳をあげられない悲しさ
- ・ 育児不安
- ・ 夫(パートナー)との性生活
- ・ 病院や相談機関の対応不備への不満
- ・ 選択した栄養方法(母乳選択など)についての感染が高まる不安

表5 キャリア妊婦から出生した子どものフォローアップスケジュール

出生後	フォローアップのポイント
1か月	選択された乳汁栄養法の確認 母親の不安への対応
2か月	短期母乳栄養を選択した母親に対する母乳中断の準備についての指導 乳汁の種類の有無に関わらず母親が不安を訴える場合に対応
3か月	短期母乳栄養を選択した場合、母乳中断が実施できたかを確認 乳汁の種類の有無に関わらず母親が不安を訴える場合に対応
4か月以後	通常の健診スケジュールで対応 乳汁の種類の有無に関わらず不安が強い場合には、随時対応する
3歳以後	HTLV-1抗体検査の説明と意志決定支援 一般的な抗体検査の陽性者にはWB法による確認検査を行う

1 関係機関の役割

(1) お産をした医療機関

○入院中のキャリアの母親へ説明

- ・ 出生児がHTLV-1母子感染していないかを確認する必要があること。
- ・ 3歳時期を目安に検査専門医療機関で検査が行えること。
- ・ 今後必要な相談や情報提供、検査機関の紹介を受けるため、居住地又は里帰り先の県健康福祉センター等に連絡することに、同意を得る。

○退院時の連絡

- ・ 健康福祉センター等への連絡について同意を得られた場合、『母子等要支援者連絡票（診療情報提供書）（P. 24）』に必要事項を記入し、居住地又は里帰り先の県健康福祉センター等に連絡する。
- ・ 産婦がHTLV-1キャリアであること、あるいは判定保留であることを家族の誰が知っているのか、あるいは知らせる意思がないのか等について必ず確認し、そのことを連絡票に記載する等十分配慮する。

(2) 居住地又は里帰り先の県健康福祉センター等

※居住地又は里帰り先が下関市の場合は、下関市が対応する。

○キャリアの母親への早期対応と説明

- ・ 退院直後から、お産をした医療機関からの連絡を受け、早期に個別指導を開始する。その場合、家族にキャリアであることを話していない場合もあるため、連絡事項を確認し、十分配慮して対応すること。
- ・ 子どもは3歳で感染確認のための検査が受けられること、抗体検査を行う検査・相談等専門医療機関を紹介し、必要に応じて相談や情報提供をしていくなど継続支援していくことについて、了解を得る。
- ・ 里帰りの場合は、母親の希望にあわせ、適切な時期に、帰着先の健康福祉センター等へ引き継ぐ。
- ・ 選択した栄養方法の継続支援や居住先が変わった場合のドロップアウト防止策などを話し合っておき、良好な相談関係を築く。

○医療機関への情報提供

- ・ 連絡を受けた産科医療機関へ結果を返し、必要時助言を受ける。
- ・ 『経過記録及び紹介状（P. 25）』に必要事項を記録し、保管する。
3歳時点で、子どもの検査を行う時の紹介状として保護者へ持たせる。
- ・ 子どもの受診の際は、検査・相談等専門医療機関とよく調整しておく。

○県（こども政策課）への情報提供

- ・ 対象者及びその対応状況を所定様式により、県こども政策課へ報告する。

(3) 小児科の検査・相談等専門医療機関

- ・ 3歳時期で、子どもの確認検査とその結果に応じた説明や指導を行う。
- ・ 保護者の同意を得て、「結果連絡票（P. 26）」を用いて、県健康福祉センター（又は下関市）に結果を連絡するとともに、必要に応じた連携の下、キャリアの母親や子どもの相談等を継続して行う。

(4) 県（こども政策課）

- ・ 山口県母子保健対策協議会HTLV-1母子感染予防専門委員会（以下、専門委員会）を設置し、検査や相談支援体制の整備、出生した子どものフォローアップ体制の整備等を行う。
- ・ 具体的には、県健康福祉センター等からの報告を受け、対象の子どもについて台帳を作成の上、管理を行い、そのフォローアップ状況等を、専門委員会に報告し、評価・検討を行う。

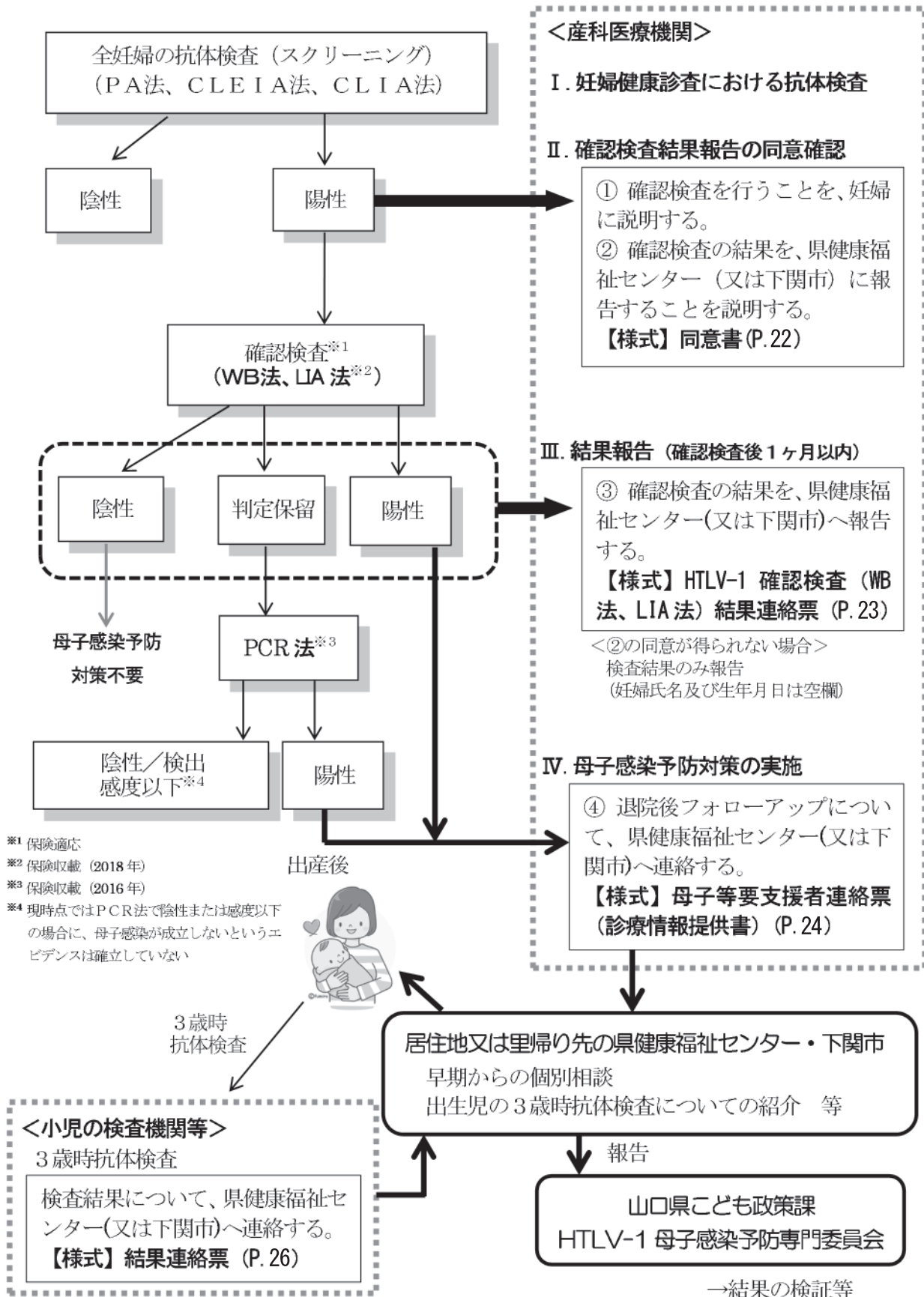
(5) 市町

- ・ 妊産婦健康診査の結果からキャリアを把握し、県健康福祉センターと連携をとりながら、必要に応じ、新生児訪問などの機会を通じて相談支援を行う。

2 子どもの検査結果（陽性の場合）の説明について

- ・ HTLV-1の感染は、ATL（やその他のウイルス関連疾患）の発症を除くと子どもの健康にほとんど影響しないこと。
- ・ ATLの発症は、通常40年以上先の遠い将来のことであり、生涯で発症する確率は5%程度であること。そしてそれまでに発症予防法や治療効果が見つかる可能性があること。
- ・ 大人になるまでは、人に感染させる可能性が極めて低く、普通に生活して良いこと。（保育園等での集団生活や予防接種は、通常どおりでよい）
- ・ 将来、子どもにキャリアであることを伝えるかどうか、知らせる時期については、母親の判断あるいは家族でよく話し合ってから決めること。
- ・ 子どもに伝える場合は、少なくとも、HTLV-1のことを十分理解できる年齢に達した時が望ましいと考えられること。
- ・ 子どもに知らせていなかった場合、将来子どもが献血（高校生以降に可能）や妊婦健診の際に、突然キャリアであることを知りショックを受けたり、もし誤った情報を得てしまえば不必要に悩む恐れがあること。
- ・ 前もって知らせておくことで、女性であれば妊婦健診で突然HTLV-1感染を知らされて不安になることを避けることができ、男性であれば、パートナーとの性交渉の際にコンドームを使用することによって、パートナーへの感染を防ぐことができるなどの利点があること。
※栄養方法にかかわらず、母親として子供のことを考えて最善と思う選択を行ったのであるから、母親の選択を支え、こうすれば良かったなどとは決して言わない。

図2 妊婦のHTLV-1抗体検査とフォローについて



※1 保険適応

※2 保険収載 (2018年)

※3 保険収載 (2016年)

※4 現時点ではPCR法で陰性または感度以下の場合に、母子感染が成立しないというエビデンスは確立していない

3 相談・検査・治療等機関一覧表

【小児の検査・相談等専門医療機関】

医療機関名	診療科等	住 所	電話番号	備考
岩国医療センター	小児科	岩国市愛宕町1丁目1番1号	0827-34-1000	
徳山中央病院	小児科	周南市孝田町1-1	0834-28-4411	
山口県立総合医療センター	小児科	防府市大字大崎10077	0835-22-4411	
総合病院山口赤十字病院	小児科	山口市八幡馬場53番地1	083-923-0111	
山口大学医学部附属病院	小児科	宇部市南小串1-1-1	0836-22-2508	
山口県済生会下関総合病院	小児科	下関市安岡町8丁目5-1	083-262-2300	

【相談・治療等専門医療機関】

医療機関名	診療科等	住 所	電話番号	備考
岩国医療センター	がん相談支援センター	岩国市愛宕町1丁目1番1号	0827-35-5645	
周東総合病院	がん相談支援センター	柳井市古開作1000-1	0820-22-3456	
徳山中央病院	がん相談支援センター	周南市孝田町1-1	0834-28-8821	(直通)
山口県立総合医療センター	がん相談支援センター	防府市大字大崎10077	0835-22-5145	(直通)
〃	女性健康支援センター	〃	0835-22-8803	(直通)
総合病院山口赤十字病院	相談支援センター	山口市八幡馬場53番地1	083-923-0380	(直通)
山口大学医学部附属病院	がん相談支援室	宇部市南小串1-1-1	0836-22-2473	(直通)
国立病院機構関門医療センター	血液内科	下関市長府外浦町1-1	083-241-1199	
下関医療センター	血液内科	下関市上新地町3-3-8	083-231-5811	
〃	脳神経内科	〃	〃	
下関市立市民病院	がん相談・医療相談室	下関市向洋町1-13-1	083-224-3709	(直通)
山口大学医学部附属病院	難病対策センター	宇部市南小串1-1-1	0836-85-3236	(直通)
山口県難病相談支援センター	県健康増進課	山口市滝町1-1	083-933-2958	

【県健康福祉センター・保健所】

施設名	住 所	母子感染相談対応 TEL	保健所検査対応 TEL
岩国健康福祉センター	岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1523	0827-29-1523
柳井健康福祉センター	柳井市古開作中東条658-1	0820-22-3631	0820-22-3631
周南健康福祉センター	周南市毛利町2-38	0834-33-6425	0834-33-6425
山口健康福祉センター	山口市吉敷下東3-1-1	083-934-2531	083-934-2533
〃 防府支所	防府市駅南町13-40	0835-22-3740	0835-22-3740
宇部健康福祉センター	宇部市常盤町2-3-28	0836-31-3200	0836-31-3200
長門健康福祉センター	長門市東深川1344-1	0837-22-2811	0837-22-2811
萩健康福祉センター	萩市江向河添沖田531-1	0838-25-2669	0838-25-2667
下関市立下関保健所 (下関市保健部)	下関市南部町1-1	083-231-1447 (健康推進課)	083-231-1530 (保健医療政策課)

V キャリアを支えるためのサポート体制

A T LをはじめとするH T L V - 1 関連疾患は難治性の疾患であるため、多くのキャリアは、長い潜伏期間を経て一部の人にしか発症しないにもかかわらず、キャリアと判明することにより精神的負担や周辺の人々を巻き込む深刻な問題を抱えることになる。そして、そのようなキャリアの方への継続的な支援方法は未確立であり、大きな課題は残されている。

このガイドラインでは、キャリアの家族等への抗体検査、保健所検査（無料）について記述する。

1 家族の抗体検査を行う場合の注意点

- 1) A T Lの発症を予防する方法は現時点ではない。
- 2) H A Mについては、早期発見、早期治療が必ずしも症状の進行に影響するかどうかはわかっていない。
- 3) 女性の場合は、「輸血」と「母乳による母子感染」以外には、他人に感染させる危険性はほとんどない。
- 4) キャリアに特有の定期的な健康管理の方法はない。
- 5) キャリア妊婦の夫（パートナー）がH T L V - 1 抗体陽性の場合
 - ・妊婦の母親がキャリアでない場合、夫（パートナー）間の性行為感染の可能性が高いため、妊婦本人のA T L発症の危険性はほとんどなくなる。H A Mについては発症の危険性が低い割合で残る。
 - ・妊婦自身の不安は改善されるが、夫（パートナー）については、A T L発症の可能性もある。また、感染させられたという不満が出てくるかもしれない。
 - ・夫（パートナー）自身がA T L発症についての不安が高まり、妻に感染させたという罪悪感にさいなまれるかもしれない。
 - ・妊婦は既感染のため、今後の夫（パートナー）間で感染予防の必要はない。
- 6) 妊婦の母親がキャリアの場合
 - ・妊婦のA T L発症の不安は変わらない。また、母親から感染させられたという不満も出てくるかもしれない。
 - ・妊婦の母親が自分がキャリアであることを初めて知った場合は、人生の後半に入って母乳を与え一生懸命子育てをしてきた結果、子どもにウイルスを感染させてしまったという大きな罪悪感をもつこともある。このことから立ち直るには、相当の労力が必要だと思われる。実際に息子がキャリアであることを突然知らされ、自分の検査をした結果、自分もキャリアであると、家庭崩壊寸前に至ったケースもある。

7) 夫（パートナー）が陰性、妊婦の母親も陰性の場合

感染経路として次の3つが考えられる。このことが、夫（パートナー）間の問題を引き起こす可能性がある。

- ・ 過去に輸血を受けたことによる輸血感染
- ・ 夫以外の男性関係に起因した感染
 - * 第1子陰性、第2子陽性の場合、対応に困ることがあるので妊婦以外に話をしないこと。
- ・ 幼少児期の別のキャリア母親からのもらい乳による感染

8) 男性から女性への感染予防について

- (1) 理論的にはコンドームを使うことで予防可能である。一般的には、性感染症等の問題もあり、パートナー以外でのセックスについては、コンドームの使用をすすめることでかなり予防できる。
- (2) 夫（パートナー）間感染については、結婚後の経過年数による感染率について、正確にはわかっていない。
夫陽性、妻陰性の場合、通常のセックスではコンドームを使用することで感染を防ぐことができるが、拳児を希望する場合の確実な感染予防法は確立されていない。
- (3) 何回くらいまでのセックスは安全であるという報告は今までにない。
- (4) HTLV-1抗体陽性という理由で人工授精を行ったという報告もなく、体外受精をすれば感染しないということも確認されていない。
- (5) 妻（パートナー）に感染させた場合も、妻（パートナー）がATLを発症する確率は極めて低いと考えられる。
- (6) 妻（パートナー）にとって感染しないことは大切だと思われるが、HAMの発症率は、年間キャリア約3万人に1人と低く、夫（パートナー）がHTLV-1抗体陽性を知ることによる不利益、夫婦間の軋轢等を考えると、積極的な夫（パートナー）間の感染予防が必要かどうかの判断は難しい。

以上述べてきたように、妊婦以外は、HTLV-1抗体検査の結果が陽性であることを知るメリットは小さく、逆に弊害が生じる恐れがある。

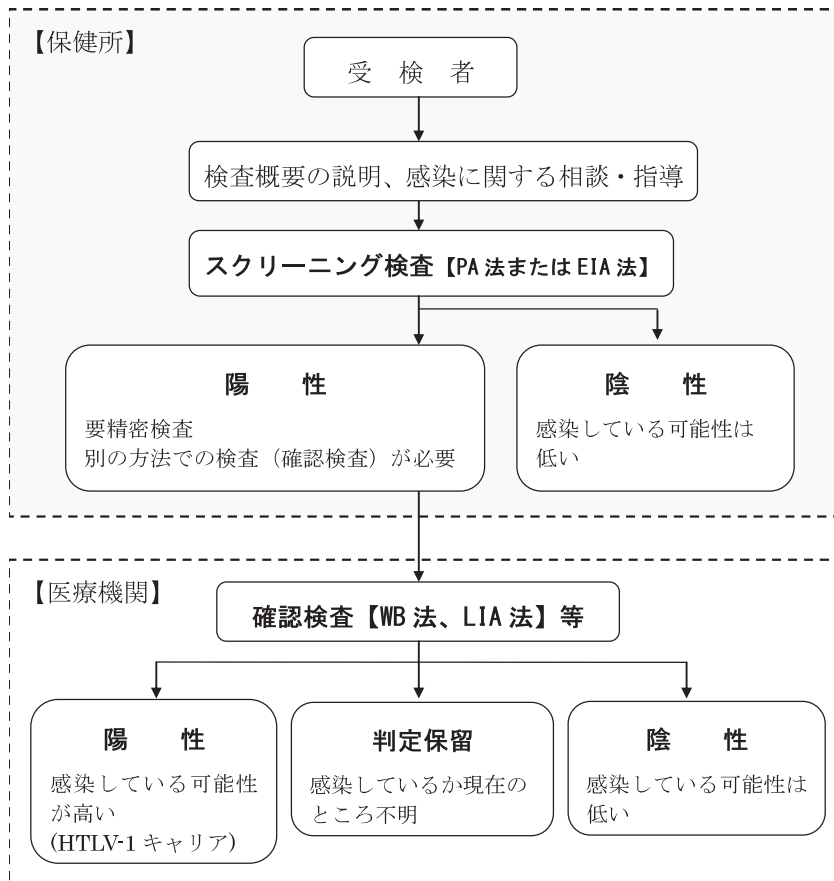
しかしながら、妊婦の検査結果は、原則として本人にしか告知しないため、一人で思い悩む妊婦も少なくない。

もし事情が許せば夫（パートナー）の協力を求め、妊婦を支えていく方がよい場合もある。このような時、夫（パートナー）が検査を希望した場合には、上記の注意点を考慮して、検査を受けるかどうかを決めてもらう必要がある。その他の家族の検査についても同様の注意が必要である。検査を行う場合には、陽性である可能性を考えて、常にカウンセリング体制を整えておく必要がある。

2 保健所のHTLV-1抗体検査

山口県内の県健康福祉センター及び下関保健所では、平成23年度から希望する方（小児・妊婦を除く）に、HTLV-1抗体検査（スクリーニング検査）を無料で実施している。

図3 HTLV-1抗体検査フロー



検査日時が決まっており、事前に予約が必要です。

確認検査が必要になった場合は、対応可能な医療機関を紹介します。

【県健康福祉センター・保健所】

施設名	住所	母子感染相談対応 TEL	保健所検査対応 TEL
岩国健康福祉センター	岩国市三笠町 1-1-1	0827-29-1523	0827-29-1523
柳井健康福祉センター	柳井市古開作中東条 658-1	0820-22-3631	0820-22-3631
周南健康福祉センター	周南市毛利町 2-38	0834-33-6425	0834-33-6425
山口健康福祉センター	山口市吉敷下東 3-1-1	083-934-2531	083-934-2533
// 防府支所	防府市駅南町 13-40	0835-22-3740	0835-22-3740
宇部健康福祉センター	宇部市常盤町 2-3-28	0836-31-3200	0836-31-3200
長門健康福祉センター	長門市東深川 1344-1	0837-22-2811	0837-22-2811
萩健康福祉センター	萩市江向河添沖田 531-1	0838-25-2669	0838-25-2667
下関市立下関保健所 (下関市保健部)	下関市南部町 1-1	083-231-1447 (健康推進課)	083-231-1530 (保健医療政策課)

VI 参考資料

○ ATLの治療（血液内科）

ATLとは

- ・ ATLは、HTLV-1が染色体DNAにプロウイルスとして組み込まれたTリンパ球が単クローン性に増殖した成熟T細胞由来の白血病・リンパ腫である。
- ・ 成人HTLV-1キャリアに発症し、生涯においてATLを発症する危険性は5%程度である。
- ・ 男性にやや多く、日本での発症年齢の中央値は67歳であり、40歳未満での発症は稀である。

臨床症状

- ・ 急性型やリンパ腫型：リンパ節腫脹、肝脾腫、皮膚浸潤が多く、消化管、肺、腎、中枢神経、骨などへ浸潤による症状
- ・ 高カルシウム血症や細胞性免疫低下による日和見感染症
- ・ くすぶり型や慢性型は無症候期に、末梢血液像異常により発見される場合もある。

臨床病型

【早急な治療が必要な状態】

急性型：血液中にATL細胞が急速に増えている状態。感染症や血液中のカルシウム上昇がみられることがあり、早急な治療が必要。

リンパ腫型：ATL細胞が主にリンパ節で増殖している状態。急性型と同様に急速に症状が出現するため、早急な治療が必要。

【早急な治療を必要としない状態（主に経過観察を行う）】

慢性型：血液中の白血球数が増え、多数のATL細胞が出現するが、その速度はゆっくりである。皮膚に病変がある場合を除き、症状をほとんど伴わない。

くすぶり型：血液中の白血球数は正常だが、血液、皮膚、または肺のみにATL細胞が存在するもの。ほとんどが無治療で経過を観察するが、皮膚症状に対して治療を行うことがある。

治療

- ・ 主な治療方法は、化学療法や骨髄移植（造血幹細胞移植）
- ・ レナリドミド、抗CCR4ヒト化モノクローナル抗体 など

現在は、「慢性型」と「くすぶり型」は無治療で経過観察とするが、経過中に「急性型」へ移行することがあり、その場合は早急な治療が必要である。そこを見逃さないために、定期的にみていく必要はある。

「急性型」と「リンパ腫型」は直ちに治療対象となる。

新しい治療法が開発されれば早期介入できる可能性はあるが、現状では化学療法が効きづらく治療法がない難治性の疾患である。

○ HTLV-1の基礎知識（知っておきたいこと）

1) HTLV-1とは？ HTLV-1キャリアとは？

HTLV-1とは、ヒトT細胞白血病ウイルス（Human T-cell Leukemia Virus Type1）の略称です。主に、白血球（Tリンパ球）に感染します。感染しても、すぐに発症する(病気になる)訳ではありませんが、一度感染してしまうと、終生ウイルスを持ち続けることとなります。

HTLV-1キャリアとは、ウイルスを無症状で持続的に保有している人のことです。

2) HTLV-1キャリアは、全国に何人くらいいるのでしょうか？

現在、少なくとも108万人、つまり日本の人口の約1%にあたる数のキャリアがいると推測されています。

3) HTLV-1は、どのようにして感染するのですか？

人から人へは、次の3つの経路で感染します。

① 母子感染（主に母乳を介して）

母乳中に含まれるリンパ球（HTLV-1感染細胞）が原因で、キャリアである母親からその子ども（乳児期）に感染します。

② 性交渉による感染（主に夫婦間感染）

主に、キャリアの男性(夫)から女性(妻)に感染しますが、女性から男性への感染もあります。

③ 輸血感染

キャリアから輸血を受けることで感染しますが、1986年以降は献血者に対して赤十字血液センターでの検査が行われ、現在は輸血による新たな感染はなくなったと考えられます。

4) HTLV-1の感染力は強いのですか？

HTLV-1の感染力は極めて弱く、ウイルス感染細胞が生きたままの状態では他の人の体内に入らないことには感染しません。このようなことが起きるのは、授乳、性交渉、輸血などに限られ、日常生活ではありません。

このウイルス感染細胞は、乾燥・熱・洗剤で簡単に死滅します。このため、水、衣服、食器、寝具、器具などを通じて感染することはありません。

銭湯やプール、蚊、咳やくしゃみ、キスや唾液を通じて感染することはありません。歯科治療・はり治療・理髪などによる感染の報告もありません。

兄弟などを含めて、子ども同士の接触でも感染はありません。

5) 母子感染を予防するには、どうすればよいですか？

HTLV-1に感染しているお母さんから子どもへの感染は、主に母乳によるものです。母乳中に含まれるHTLV-1に感染したリンパ球が、赤ちゃんに取り込まれることにより起こります。キャリアの母親が母乳栄養をすると、

5人に1人の子どもが感染します。人工栄養によりこの危険性を30～40人に1人にすることができます。

したがって、妊婦健診で、HTLV-1抗体検査を受け、キャリアとわかった場合は、適切な栄養方法について、担当の産科医などから十分に説明を聴いて、助産師にも相談した上で、どの栄養法にするか、親の意志で決めます。

HTLV-1感染による胎児への悪影響（奇形など）は、ありません。

6) 性交渉での感染は、どのようなことに注意すべきですか？

パートナーからの感染は、主に精液中に含まれるHTLV-1感染リンパ球が原因と考えられています。特に、長期間にわたって性交渉を持つ夫婦間に多いと言われています。

性交渉による感染は、理論的にはコンドームの使用が有効です。

感染を防ぐワクチンは、開発されていません。

7) HTLV-1感染で、どのような病気になるのですか？

感染者の約95%は生涯、HTLV-1による病気になることはありませんが、約5%は以下の3つの病気になることがあります。

① 成人T細胞白血病・リンパ腫(ATL:エーティーエル)

② HTLV-1関連脊髄症(HAM:ハム)

③ HTLV-1関連ぶどう膜炎(HU:エイチュー)

これらの病気の発症を予防する研究は進められていますが、残念ながら、現在のところ、発症予防法はありません。

8) 成人T細胞白血病・リンパ腫(ATL)は、どのような病気ですか？

HTLV-1に感染した血液細胞(Tリンパ球)が、長い年月をかけてがん化する病気です。感染してから、ATLを発症するまでに40年以上の長い年月を必要としますので、40歳を越えるまでATLはほとんど発症しません。

一生を通じてみると、この病気になるのは、キャリアの男性で約15人に1人、女性は約50人に1人と言われています。

ATLでは、以下のような様々な症状がみられます。他に明らかな病気がなく、これらの症状が出てきた場合には、ATLを発症している可能性があるため、速やかに医療機関(血液専門医のいる病院が望ましい)を受診してください。

① 強い倦怠感、高熱がなかなか治らない(通常1週間以上)

② リンパ節が腫れる、肝臓や脾臓が腫れる

③ 皮膚の赤く盛り上がった発疹

④ 意識障害など

9) HAM(ハム)やHU(エイチュー)は、どのような病気ですか？

HAMは、HTLV-1関連脊髄症の略称です。30～50歳代の発症が多く、年間でキャリア約3万人に1人の割合で発症すると言われています。歩行障害(歩行時の足のもつれ、足の脱力感)や排尿障害(尿の回数が多くなったり、逆に尿の出が悪くなったりなど)、排便障害(便をうまく出せないなど)が特徴

です。このような症状が起れば、医療機関(神経内科専門医のいる病院が望ましい)に受診することをお勧めします。

HUは、HTLV-1 関連ぶどう膜炎の略称です。HUの生涯発症率は不明ですが、キャリアの方の約0.1%に認められ、発症の多くは成人で、眼の症状として飛蚊症(眼の前に虫やごみが飛んでいるように見える)や霧視(かすんで見える)、視力の低下などがみられます。このような症状が片目または両目に急に起こった場合は、速やかに医療機関(眼科が望ましい)に受診することをお勧めします。

10) 今後の生活で気を付けることはありますか？

発症の可能性を下げるためにした方がいい・しない方がいいと医学的にわかっていることはありません。これまで通りの生活をしてください。また、定期的な受診が必ずしも必要とは勧めていません。疑わしい症状があれば、速やかに病院を受診する方がよいと考えられます。

○ HTLV-1に関する情報

HTLV-1に関する最新情報は以下のホームページをご覧ください。

■厚生労働省「HTLV-1について」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/htlv-1.html>

■国立感染症研究所「HTLV-1」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/htlv-1-infection.html>

■JSPFAD - HTLV-1 感染者コホート共同研究班-

<https://htlv1.org/>

■日本 HTLV-1 学会

<http://htlv.umin.jp/>

■国立がん研究センター「がん情報サービス」

<https://ganjoho.jp/public/index.html>

■HAMねっと [HAM (HTLV-1 関連脊髄症) 患者登録サイト]

<http://hamtsp-net.com/>

■HTLV-1 キャリア登録ウェブサイト「キャリねっと」

<https://htlv1carrier.org/>

■患者会情報

NPO 法人「日本から HTLV ウイルスをなくす会」

NPO 法人「はむるの会」

HAM 患者会「アトムの会」

長崎・佐賀 HAM 患者会ひまわり

関西ミラクル

○ 山口県の現状

表6 妊婦健診におけるHTLV-1抗体検査陽性率
2017年(平成29年)

妊娠届出数	受検者数	陽性者数	陽性率	全国 陽性率
9,400	8,739	26	0.30%	0.32%

Ⅶ 様式集

○ 同意書

HTLV-1 確認検査（WB 法、LIA 法）実施前の同意書
（説明者：医療機関）

同 意 書

HTLV-1 抗体検査（スクリーニング検査）の結果、確認検査（WB 法、LIA 法）を受けるにあたり、その結果を、医療機関からお住まいの県健康福祉センター（又は下関市）に報告することについて
（いずれかを○で囲んでください。）

同意します

・

同意しません

（署名欄）

年 月 日

氏 名 _____

<確認検査を受けられる方へ>

妊婦健康診査では、HTLV-1 母子感染予防のために、HTLV-1 ウイルスの抗体があるか血液検査を行います。この検査で「陽性」と出た場合、確認検査（WB 法、LIA 法）を受けていただきます。

確認検査（WB 法、LIA 法）の結果「陽性」だった場合、母乳を介した HTLV-1 母子感染の予防と、お子様の長期（3年以上）の経過観察が必要とされています。

山口県では、県健康福祉センター（又は下関市）が、お母さんの個別相談やお子様
様の経過観察、検査について適切な時期を御紹介します。

—山口県 こども政策課—

○ HTLV-1 確認検査 (WB法、LIA法) 結果連絡票

医療機関 → 県健康福祉センター・下関市

HTLV-1 確認検査 (WB法、LIA法) 結果連絡票

貴医療機関名: _____

記 載 者: _____

HTLV-1 確認検査 (WB法、LIA法) の結果について、連絡します。
 なお、このことについて、確認検査実施前に本人の同意を確認済みです。

(記入日: 年 月 日)

妊婦氏名		(妊婦) 生年月日	年 月 日
------	--	--------------	-------

検 査 結 果

	検 査 結 果	検査月日
HTLV-1 抗体検査 (スクリーニング検査)	陽 性	(年 月 日)

○ 確認検査 (WB法、LIA法)

	検査結果 (該当を○で囲む)	検査月日
<input type="checkbox"/> 実施	陰性・陽性・判定保留	(年 月 日)
<input type="checkbox"/> 未実施	(理由)	

○ PCR検査 (確認検査の結果が「判定保留」の場合に実施)

	検査結果 (該当を○で囲む)	検査月日
<input type="checkbox"/> 実施	陰性・陽性	(年 月 日)
<input type="checkbox"/> 未実施	(理由)	

<その他連絡・特記事項>

--

※ 医療機関の方へお願い

この連絡票は、確認検査を実施後1カ月以内を目処に御連絡ください。
 なお、妊婦から同意が得られていない場合は、氏名・生年月日は伏せて、結果のみ
 ご連絡ください。

<連絡先>

居住地又は里帰り先の県健康福祉センター (又は、下関市)

○ 『母子等要支援者連絡票（診療情報提供書）』

＜山口県＞		母子等要支援者連絡票(診療情報提供書)		(表)	
市町長 様 保健所長 様		紹介元医療機関の所在地及び名称		担当医師氏名	
電話番号		電話番号		担当者名 (連絡窓口)	
下記の対象者について、今後の支援・指導をお願いしたいので連絡します。					
情報提供区分	妊婦 ・ 産婦 ・ 乳幼児 ・ 学齢期以降				
支援緊急度	情報提供のみ ・ 要連絡 ・ 要訪問 (1週間以内、1ヶ月以内)		医療機関への返事：要 ・ 不要		
対象児(者)氏名	ふりがな(母)	年 月 日生()歳			
	ふりがな(子)	(男・女) 年 月 日生()歳 第()子			
診断名(疑いを含む)	その他の傷病名				
病状既往歴治療状況等	<input type="checkbox"/> 保育器使用 (/ ~ /) <input type="checkbox"/> 酸素使用 (/ ~ /) <input type="checkbox"/> 人工呼吸器使用(/ ~ /) 新生児聴覚検査(OAE・ABR)：合格・不合格				
自宅住所	〒 電話番号() - 月 日頃まで				
退院先の住所	(自宅・実家・その他) 〒 様方 電話番号() - 月 日頃まで				
入退院日	入院日： 年 月 日		退院(予定)日： 年 月 日		
退院後経過観察施設	当院 ・ 紹介先 () 次回の受診予定日： 年 月 日 (小児科 ・ 産科 ・)				
出生時の状況	出生場所	当院 ・ 他院 ()		家族構成	
	在胎	()週 ()日、単胎 ・ 多胎()子中 第()子			
	体重	(g)			
	分娩方法	経産 ・ 帝王切開			
	出生時特記事項	無 ・ 有 ()			
	妊娠中の異常の有無	無 ・ 有 (妊娠高血圧症候群・切迫早産・多胎・その他)		育児の支援者：無 ・ 有(誰：)	
退院時の状況	母乳状況：良 ・ 不良 ()、1回 哺乳量： ml、体重：(g)				
児の状況	発育・発達	<input type="checkbox"/> 発育不良 <input type="checkbox"/> 発達の遅れ <input type="checkbox"/> その他()			
	情緒	<input type="checkbox"/> 表情が乏しい <input type="checkbox"/> おびえ <input type="checkbox"/> 大人の顔色を気にする <input type="checkbox"/> 多動 <input type="checkbox"/> 身体接触をいやがる <input type="checkbox"/> 誰とでもベタベタする <input type="checkbox"/> 言うことを聞かない <input type="checkbox"/> その他()			
	日常的世話の状況	<input type="checkbox"/> 健診、予防接種未受診 <input type="checkbox"/> 育児が困難 <input type="checkbox"/> その他 ()			
母の状況	健康状態等	<input type="checkbox"/> 疾患() <input type="checkbox"/> 障害() <input type="checkbox"/> 出産後の状況 (<input type="checkbox"/> 気分が沈む <input type="checkbox"/> 涙もろい <input type="checkbox"/> 不眠 <input type="checkbox"/> 何もする気がしない) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> エジンバラ産後うつ病評価：()点			
	子どもへの思い・態度	<input type="checkbox"/> 愛情が湧かない <input type="checkbox"/> 育児が苦痛 <input type="checkbox"/> 常に子どもが気になる			
養育環境	養育者との分離歴	<input type="checkbox"/> 出産後の長期入院 <input type="checkbox"/> 施設入所等 <input type="checkbox"/> その他()			
HTLV-1	確認検査(WB法)：実施日(年 月 日)	<input type="checkbox"/> 陽性 <input type="checkbox"/> 判定保留		選択した	<input type="checkbox"/> 人工栄養 <input type="checkbox"/> 短期母乳栄養
	確認検査(PCR法)：実施日(年 月 日)	<input type="checkbox"/> 陽性 <input type="checkbox"/> 陰性		栄養方法	<input type="checkbox"/> 凍結栄養 <input type="checkbox"/> 母乳栄養
退院後、予測される生活上の問題点とその理由	<input type="checkbox"/> 家族による育児支援 <input type="checkbox"/> 退院後すぐの日の支援体制 <input type="checkbox"/> 経済的問題 <input type="checkbox"/> 育児スキル →理由 () <input type="checkbox"/> 精神面 →理由 ()		<input type="checkbox"/> 家族の関係性→理由 () <input type="checkbox"/> 体重増加不良→理由 () <input type="checkbox"/> その他		
	【退院・通院時指導内容】				
	【今後のフォロー依頼内容】				

本連絡票を、里帰り先及び住所地の市町保健センター・保健所へ送ることに、次の方の同意を得ています。

(本人：有・無、パートナー：有・無、その他()：有・無 / いずれも同意なし：医療機関として支援が必要と判断したため)

○ 『経過記録及び紹介状』

記入者：居住地又は里帰り先の県健康福祉センター等
 (宛先：小児の検査・相談専門医療機関)

経過記録及び紹介状		① 県健康福祉センター・保健所 → 保護者																									
<p>この用紙は、これまでお母さんやお子さんが受けた検査や指導の記録です。 お子さんが抗体検査を受ける病院にご提出ください。紹介状となります。</p>																											
内容・時期	実施日	結果・指導等	検査・指導医療機関など																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">妊娠中</td> <td>HTLV-1 抗体検査 (スクリーニング検査)</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>HTLV-1 抗体検査 (確認検査)</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	妊娠中	HTLV-1 抗体検査 (スクリーニング検査)	年 月 日			HTLV-1 抗体検査 (確認検査)	年 月 日																				
妊娠中	HTLV-1 抗体検査 (スクリーニング検査)	年 月 日																									
	HTLV-1 抗体検査 (確認検査)	年 月 日																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">出産前</td> <td>栄養選択指導</td> <td>年 月 頃</td> <td> <input type="checkbox"/> 完全人工栄養 <input type="checkbox"/> 短期母乳栄養 <input type="checkbox"/> 短期冷凍母乳 <input type="checkbox"/> 母乳栄養 </td> </tr> </table>	出産前	栄養選択指導	年 月 頃	<input type="checkbox"/> 完全人工栄養 <input type="checkbox"/> 短期母乳栄養 <input type="checkbox"/> 短期冷凍母乳 <input type="checkbox"/> 母乳栄養																							
出産前	栄養選択指導	年 月 頃	<input type="checkbox"/> 完全人工栄養 <input type="checkbox"/> 短期母乳栄養 <input type="checkbox"/> 短期冷凍母乳 <input type="checkbox"/> 母乳栄養																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">産後</td> <td>紹介健康福祉センター又は下関保健所 ()</td> <td>連絡票受理日 年 月 日</td> <td>連絡票送付医療機関名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>連絡先 (TEL ()) 担当 ()</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	産後	紹介健康福祉センター又は下関保健所 ()	連絡票受理日 年 月 日	連絡票送付医療機関名		連絡先 (TEL ()) 担当 ()																					
産後	紹介健康福祉センター又は下関保健所 ()	連絡票受理日 年 月 日	連絡票送付医療機関名																								
	連絡先 (TEL ()) 担当 ()																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">家庭訪問等 (対応方法を○で囲む)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生後 () (家庭訪問・TEL・その他)</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生後 () (家庭訪問・TEL・その他)</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生後 () (家庭訪問・TEL・その他)</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生後 () (家庭訪問・TEL・その他)</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生後 () (家庭訪問・TEL・その他)</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	家庭訪問等 (対応方法を○で囲む)				生後 () (家庭訪問・TEL・その他)	年 月 日			生後 () (家庭訪問・TEL・その他)	年 月 日			生後 () (家庭訪問・TEL・その他)	年 月 日			生後 () (家庭訪問・TEL・その他)	年 月 日			生後 () (家庭訪問・TEL・その他)	年 月 日					
家庭訪問等 (対応方法を○で囲む)																											
生後 () (家庭訪問・TEL・その他)	年 月 日																										
生後 () (家庭訪問・TEL・その他)	年 月 日																										
生後 () (家庭訪問・TEL・その他)	年 月 日																										
生後 () (家庭訪問・TEL・その他)	年 月 日																										
生後 () (家庭訪問・TEL・その他)	年 月 日																										

紹介状

小児の検査・相談専門医療機関名 _____ 年 月 日

担 当 医 (_____) 様

母子保健行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
 さて、平成24年4月16日付平24健康増進第90号で御依頼しております小児の検査・指導等について、下記のお子さんをご紹介いたしますので、ご対応よろしく申し上げます。

記

お子さんの氏名 _____ (性別) 男・女
 生年月日 _____ 年 月 日生 () 歳 () ヶ月
 ご住所 _____
 保護者氏名 _____
 傷病名 HTLV-1 感染の疑い
 紹介目的 HTLV-1 抗体検査、指導のため

【紹介元】

保健所名 (_____)

医師名 _____ 印

住所 _____

連絡先 (TEL _____)

○ 『結果連絡票』

記入者：小児の検査・相談専門医療機関
 (宛先：居住地又は里帰り先の県健康福祉センター等)

結果連絡票

③ 検査医療機関→県健康福祉センター・保健所

この用紙は、これまでお母さんやお子さんが受けた検査や指導の記録です。
 お子さんが抗体検査を受ける病院にご提出ください。紹介状となります。

内容・時期	実施日	結果・指導等	検査・指導医療機関など
妊娠中			
HTLV-1 抗体検査 (スクリーニング検査)	年 月 日		
HTLV-1 抗体検査 (確認検査)	年 月 日		
出産前			
栄養選択指導	年 月 日	<input type="checkbox"/> 完全人工栄養 <input type="checkbox"/> 短期母乳栄養 <input type="checkbox"/> 短期冷凍母乳 <input type="checkbox"/> 母乳栄養	
産後			
紹介健康福祉センター又は下関保健所 ()	連絡票受理日 年 月 日		連絡票送付医療機関名
連絡先 (TEL) 担当 ()			
家庭訪問等 (対応方法を○で囲む)			
生後 () (家庭訪問・TEL・その他)	年 月 日		
生後 () (家庭訪問・TEL・その他)	年 月 日		
生後 () (家庭訪問・TEL・その他)	年 月 日		
生後 () (家庭訪問・TEL・その他)	年 月 日		
生後 () (家庭訪問・TEL・その他)	年 月 日		

結果送付

小児の検査・相談専門医療機関名 _____ 年 月 日

担 当 医 ()

下記のお子さんの検査結果を送付します。

記

お子さんの氏名 _____ (性別) 男・女
 生年月日 _____ 年 月 日生 () 歳 () ヶ月
 ご住所 _____

保護者氏名 _____

HTLV-1 抗体検査 (スクリーニング検査)	年 月 日	結果 (陰性・陽性・判定保留)
HTLV-1 抗体検査 (確認検査)	年 月 日	結果 (陰性・陽性・判定保留)
特記する連絡事項： () 指導終了 () 当院で継続指導 () 他機関紹介 (紹介先)		【送付先】 ※郵送で送付してください。 保健所名 () 医師名

住所

連絡先 (TEL)

VIII 引用・参考文献

- 「HTLV-1母子感染予防対策マニュアル」
平成28年度厚生労働行政推進調査事業費補助金・成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業HTLV-1母子感染予防に関する研究：HTLV-1抗体陽性妊婦からの出生児のコホート研究
- 「HTLV-1キャリア相談支援（カウンセリング）に役立つQ&A集」
平成25年度厚生労働科学研究費補助金がん臨床研究事業「HTLV-1キャリア・ATL患者に対する相談機能の強化と正しい知識の普及の促進」
- 「HTLV-1母子感染予防対策医師向け手引き」
平成21年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業「HTLV-1の母子感染予防に関する研究」報告書（改訂版）（研究代表者：齋藤 滋、平成23年3月
- HTLV-1母子感染予防保健指導マニュアル（改訂版）
平成22年度厚生労働科学特別研究事業「ヒトT細胞白血病ウイルス-1型（HTLV-1）母子感染予防のための保健指導の標準化に関する研究」（研究代表者：森内浩幸）厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課、平成23年3月
- 成人T細胞白血病の治療を受ける患者さん・ご家族へ
平成22年度厚生労働科学研究費補助金 第3次対がん総合戦略研究事業「成人T細胞白血病のがん幹細胞の同定とそれを標的とした革新的予防・診断・治療法の確立」
- JSPFADHTLV-1感染者コホート共同研究班「HTLV-1質問箱」

※ キャリアの母親への栄養選択の指導方法や児の確認検査の時期など、新しい情報に基づき、厚生労働科学研究事業の研究班等でマニュアルや手引きが作成されています。本ガイドラインでは、これらを引用しています。

【発行】

山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

TEL 083-933-2947 FAX 083-933-2759

【発行日】

平成31年(2019年)3月

